

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
山田高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、未精算となっているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="448 548 1596 688"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>旅費支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>和歌山県和歌山市</td> <td>令和3年11月11日から 同月13日まで</td> <td>18,280円</td> <td>令和3年11月19日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	旅費支給日	A	和歌山県和歌山市	令和3年11月11日から 同月13日まで	18,280円	令和3年11月19日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>是正を求められた事項については、監査後、速やかに精算を行った。また、職員に対しては精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	旅費支給日									
A	和歌山県和歌山市	令和3年11月11日から 同月13日まで	18,280円	令和3年11月19日									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年5月20日）